

# 上三川町人事行政の運営の状況

住民の皆さんに町職員の任免や勤務時間その他の勤務条件などの情報を正しく知っていただくため、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、職員の任用、給与、服務や勤務条件などの人事行政の運営状況について公表するものです。

## 新規採用(平成25年4月1日)及び退職(平成24年度中)の状況

	採用者数	退職者数						
		定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職
一般行政職	12人	2人	4人	3人	0人	0人	0人	0人
技能労務職	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

## 職員数の状況(4月1日現在)

年 度	23年度	24年度	25年度
職員数 ※()内数字は対前年度増減数	215人(-2)	216人(1)	218人(2)

## 人件費の状況(平成24年度一般会計、決算)

住民基本台帳人口 (H25年3月末現在)	歳出総額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	前年度の 人件費率
31,488人	10,120,386千円	483,893千円	1,686,692千円	16.7%	16.6%

## 職員給与費の状況(平成25年度一般会計予算)

職員数(A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)	前年度の 1人当たり給与費
	給 料	職員手当	期末勤勉	計(B)		
196人	713,715千円	100,608千円	254,648千円	1,068,971千円	5,454千円	5,591千円

## 職員の平均給料月額及び平均年齢状況(平成25年4月1日現在)

区 分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
町職員	305,700円	40.0歳	302,600円	52.8歳
7月削減後	287,400円	40.3歳	282,900円	53.1歳

※平成25年7月～平成26年3月分給料に限り、行政職給料表(一)3～6級及び行政職給料表(二)3,4級対象者においては6.5%、行政職給料表(一)1,2級及び行政職給料表(二)1,2級対象者においては4.77%削減します。

## その他の職員手当の状況(平成25年4月1日現在)

区 分	内 容		
扶養手当	配偶者:13,000円 扶養親族(配偶者を除く):1人当り6,500円		
住居手当	借家の場合:27,000円を限度に支給(家賃12,000円以下は支給なし)		
通勤手当	通勤距離が2km以上の場合に限る 交通機関利用:月額55,000円を限度に支給 自家用車等を利用した場合:距離に応じ2,000円～24,500円を支給		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 (課長:54,300円 主幹:38,900円 課長補佐・所長:34,600円)		
時間外手当	平成24年度 (一般会計)	支給総額	25,692,608円
		職員1人当りの支給月額	13,551円
特殊勤務手当	以下の業務に従事した場合に限り支給する 伝染病防疫作業 作業1日 600円(平成24年度該当なし)		

### 特別職の報酬等の状況 (平成25年4月1日現在)

区 分	町 長	副町長	議 長	副議長	議 員
報酬等月額	741,000円	589,000円	350,000円	280,000円	255,000円
7月削減後	702,000円	558,000円	350,000円	280,000円	255,000円
期末手当	2.95月分(平成24年度支給割合)				

※平成17～25年度は、町長・副町長の給料を5%減額しています。(上記は減額後の金額です。)  
 ※平成25年7月～平成26年3月分まで町長・副町長の給料を10%削減します。

### 勤務時間の状況

1週間の勤務時間	勤 務 時 間 の 割 振 り			
	始業時間	終業時間	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	土曜日及び日曜日

### 休暇等

区 分	内 容
年次有給休暇	一年度ごとに20日とし、20日を超えない範囲内で残日数を繰り越すことができる
病気休暇	負傷又は疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間
特別休暇 (主なもの)	夏季休暇 :6日 分べん休暇:出産予定日の6週間前の日から出産の日まで及び出産した日の翌日から8週間を経過する日までの期間 親族の死亡:配偶者及び父母=7日 子=5日 祖父母=3日 その他=1日
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護を行う場合、連続する6月以下で必要な期間
育児休業	子が3歳に達する日までの期間

### 年次有給休暇の状況 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)

総付与日数	総取得日数	全期間在職職員数	1人当たり平均取得日数
7,509日	2,041日	198人	10.3日

▶問い合わせ先＝総務課 秘書庶務係 ☎(56) 9113



## 国民年金(老齢基礎年金)を受け取るためには

- ・ 60歳までに、原則として国民年金保険料(厚生年金・共済年金を含む)を25年(300月)以上納め、65歳の誕生日を迎えた方が手続きできます。
  - ・ 60歳～64歳の方でも年金を受け取る手続きはできますが、年齢に応じて支給される金額が減額されます。  
 又、66歳～70歳で年金を受け取る手続きをする場合は、年齢に応じて金額が増額されます。
  - ・ 手続きに必要なものは、年金手帳、戸籍謄本、世帯全員の住民票、印鑑、ご本人名義の預金通帳などですが、ご本人が加入していた年金の内容と配偶者の方が加入していた年金の種類により、本人及び配偶者の所得証明等が必要になる場合があります。※事前に役場又は年金事務所にお問い合わせください。
- ※第3号被保険者や厚生年金・共済年金に加入している人または、加入していた人は、役場では申請をお預かりできません。年金事務所での手続きになります。

▶問い合わせ先＝●保険課 高齢者年金係 ☎(56) 9129  
 ●宇都宮西年金事務所(お客様相談室) ☎028(622)4284